

令和3年6月18日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」等に関する意見について

令和3年5月19日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの一部を改正する告示」等に係る意見について

項番	該当箇所	意見	理由
1	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 2-17 提供	「個人データ等が物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態になれば（利用する権限が与えられていれば）「提供」にあたる」について、個人情報取扱事業者が、API等の技術を通じ、外部サービスと連携している場合で、利用者が自らの判断で自身の個人データ等を外部サービスに提供する場合について、個人情報取扱事業者はネットワーク等を通じて、（外部サービス運用事業者に）個人データ等を利用できる状態にしているとも評価し得るように思われるが、この場合に「提供」を行っているのは利用者自身であり個人情報取扱事業者ではないという理解でよいか。	個人情報取扱事業者による「提供」にあたるのか否かにより、第三者提供等に関する理解が変わるため。今後、Q&A等を通じ、明らかにしていただきたい。
2	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-2 不適正利用の禁止	「(※2)「おそれ」の有無は…個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。…当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される」について、個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得て個人データを第三者に提供する場合における、個人情報取扱事業者の（当該第三者による違法または不当な行為に係る）一般的な注意力の程度は、どの程度の水準のものになるかを確認したい。また、「一般的な注意力をもってしても予見できない状況」の具体例についてQ&A等で明らかにしていただきたい。	委託先に対する監督と同等の水準を求めるものではないことを確認したい。

項番	該当箇所	意見	理由
3	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）3-5-1-1「漏えい」の考え方</p>	<p>「漏えい」は個人データが外部に流出することをいうとされているが、本人に帰責性がある事由により外部に流出した場合も「漏えい」に該当するか。</p> <p>また、本人に帰責性がある事由により流出した情報を用いて、第三者が不正アクセスを試みた場合も「漏えい」に該当するか。</p> <p>（例：①フィッシング詐欺等によって、本人が悪意ある第三者にPW等の情報を渡したのち、②当該第三者が事業者のデータベースに本人になりすまして不正アクセスをした場合など。この場合、①は「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい」に該当するか、また、②は「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等」に該当するか。</p>	<p>個人情報取扱事業者において、漏えい等の事態が発生しているか覚知できない場合に、報告・通知を行うことは不可能であるため。また、事業者において、かかる事態が本人等からの報告により発覚した場合において、報告・通知の対象となるか確認を行いたい。</p>
4	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>3-5-3 個人情報保護委員会への報告（法第22条の2第1項関係）</p>	<p>1,000件以上の個人データの記載のある文書や帳票が、配送委託先（郵便局を含む）の誤配送により漏えいした場合でも、宛名及び送信者名以外に個人データ等の情報が含まれていない場合などは、現状の誤配送への対応と同じ対応（報告不要）でよいか。</p>	<p>配送委託先による誤配送は相応数発生しており、報告対象になると報告負荷が大きい。誤配送の場合は、漏えい顧客数が多い場合も（1,000件以上）、現状比不変（報告対象外）としてほしい。</p>
5	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>3-5-3 個人情報</p>	<p>クレジットカード、デビットカード（以下、本項番において「カード」という。）に関し、以下の場合は報告が必要か。</p> <p>① 配送委託先（郵便局を含む）の誤配送により、カードが第三者に渡った（一時的を含む）場合</p> <p>② 当行の過失により誤配送となりカードが第三者に渡った（一時的を</p>	<p>カード情報の漏えいに関して、ガイドライン案ではECサイトやデータの漏えいの事例は挙げられているが、カード現物の漏えいの取扱いについて確認したい。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
	報保護委員会への報告（法第 22 条の 2 第 1 項関係）	含む）場合	
6	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-5-4-5 通知の例外	（法第 22 条の 2 第 1 項に規定する）個人情報保護委員会への報告を要する情報漏えい等が発生した際、本人に連絡がつかない場合の代替策として「事案の公表」が示されているが、漏えい事案の実体を踏まえ、「事案の公表に馴染まない場合」（事案の特殊性から対象者が特定できる場合や二次被害の可能性が極端に低いと考えられる場合等）ないし「公表することにより無用の混乱を惹起させる可能性がある場合」もあると考えられる。そのような場合に、「事案の公表」以外にどのような代替措置をとることが考えられるか、具体例を示していただきたい。	「事案の公表」にあたっては、当然ながら個人を特定しうる情報は公表しないと考えられるが、その場合、本来漏えい事案とは無関係であるにもかかわらず、当該公表内容を見た顧客を不安にさせてしまったり、自分に関係があるのではないかとの考えから顧客から事業者に問い合わせが多数寄せられるといった事態が想定される。 このように、公表すると、かえって多数の顧客にとって不利益が生じると考えられる場合もあると考えられるため（金融分野 Q & A 問 IV-16 参照）、その場合の代替措置を示していただきたい。
7	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-6-3 第三者に該当しない場合 （3）共同利用（法 23 条第 5 項第 3 号関係） ⑤	個人データの共同利用についてホームページで開示するにあたり、個人データの管理について責任を有する者が住所・法人の場合にはその代表者の氏名を公表することとされたが、一般に代表者の交代がある都度、事業者の情報管理に係る公表文言を変更することは負担がかかるため、企業概要等へのリンクを掲示することで対応可能か明確にしていきたい。（項番 17 も同旨）	金融機関における不渡情報の共同利用に係る責任者は、「不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会」となっており、各地域の銀行協会すべての住所や代表者名を個別に記載することは、更新負担を勘案すると現実的でないとする。このようなケースは、現状の取扱いを踏襲し、概括的な記載（例：「各地手形交換所」「各地手形交換所の参加金融機関」などと記載すること）を許容いただきたい。

項番	該当箇所	意見	理由
8	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第26条の2関係）</p>	<p>個人関連情報に該当する端末識別子に関して、第三者への提供は行わず、社内での利用に限定する場合であれば、通則編3-7（個人関連情報の第三者提供の制限等）の規制対象にはならないという理解でよいか。</p>	<p>個人関連情報に該当する端末識別子を第三者には提供しないものの、社内でも利用する業務があるため、通則編3-7の規制対象外であることを、念のため確認するもの。</p>
9	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>3-7-2 法第26条の2の適用の有無について</p>	<p>本規制における、提供先の「第三者」の範囲について、法第23条第5項により「第三者」に該当しないとされている以下の者は、同様に含まれないことを確認したい。</p> <p>① 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>	<p>「個人データ」「個人関連情報」と提供する情報の違いによって、「第三者」の範囲を分ける合理的な理由は乏しいと考えられるため。</p> <p>個人関連情報と比較して個人データは要保護性が高いにもかかわらず、委託・承継・共同利用による第三者提供の例外が認められていることからすれば、個人関連情報の第三者提供規制においても同様に委託・承継・共同利用による「第三者」の例外が認められてしるべきであるため。</p>
10	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示</p>	<p>第三者から個人関連情報を受領する場合、データ受領時には自社内での容易照合性に気付かず、後に容易照合性が判明した場合は、提供元から見て「想定された」事象として扱われるのか。また、「想定された」と見</p>	<p>社内データが複数のシステム上に分散している場合等、容易照合性について十分な確認が難しいケースがあると考えられるため。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
	(案) 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第26条の2関係） 3-7-2-2 「想定される」について	なされないためには、受領者としてどのような対応を行うことが有効か。	
11	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-1 本人の同意	「また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。」に関して、包括的な同意取得の方法として、期間等を明示する等の方法も考えられるが、一定の契約関係がある場合、同一顧客の情報を同一の提供先企業に都度提供する場合等、常識的に考えて、連続性のあると考えられる取引範囲・期間の中で、包括的同意があると考えることが可能かなど、例示いただきたい。	連続性のあると考えられる取引範囲・期間の中においては、包括的同意があると考えられるが、契約等において明示するだけでなく、一般的合理的に判断し、同意の範囲内と例示をいただきたい。
12	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-1 本人の同意	業務委託契約先にCookie等を通じて収集された個人関連情報を提供し、委託先で分析等した後、分析結果の情報提供を受け、委託元において個人データと紐付ける場合、委託先は第三者に該当せず、本人の同意も不要と考えて問題ないか。	委託業務の範囲内において、左記の情報提供等が想定されるため確認したい。
13	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-2 同	「本人の同意」を取得する主体は…提供先の第三者」とあるが、個人関連情報の提供先の第三者は提供元との契約条件などで「本人の同意は提供元が取得するものとする」「提供先は個人関連情報を『提供元により本人の同意が得られたもの』として扱う」のように、自らの同意取得主体としての業務を回避する（≒提供元による同意取得の代行を強制する）こ	データ提供先事業者が自社の個人データ取得業務の手間や管理リスクを考慮して、本人同意取得の提供元代行を必須とする契約条件を提示する可能性がある大規模プラットフォームの場合、そういった契約を要請するケースが想定され、その場合、先方の優越的地位

項番	該当箇所	意見	理由
	意を取得する主体	とは可能か。	から、不利な契約を受け入れざるを得ない場合もある。上記のような想定されるケースにおける個人情報保護法上の妥当性を把握するため（そのような契約は提供元として謝絶できるか など）。
14	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-3 同意取得の方法	「同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法…」に記載の「書面」の定義に関して、「自動音声ガイドによるプッシュホン操作の電子記録、電話により同意を取得し、それを録音するなどの方法等」等（金融機関における個人情報保護に関するQ&A記載項目）の追記を検討いただきたい。	例示に明記すべきと考えられるため。
15	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第26条の2関係） 3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第26条の2第1項第1号、規則第18条の2第1	「なお、提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第26条の2第1項第1号の同意を取得済みのID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場があるが、法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第23条第1項第1号）に該当する」とある。 「法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合」の具体例をお示しいただきたい。	現状、抽象的な記載にとどまっているため、明確化の観点から、複数の事例をお示しいただきたい。

項番	該当箇所	意見	理由
16	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>3-7-2 法第26条の2の適用の有無について</p>	<p>法第23条第5項にもとづいて個人データの共同利用を行っている複数の事業者間で個人関連情報が提供され、提供先において当該個人関連情報が個人データとして取得される場合に、法26条の2にもとづく本人同意が不要となる場合があるかを確認したい。</p>	<p>例えば、事業者Aと事業者Bが個人データの共同利用の要件を相互に満たしている場合において、事業者Aから事業者Bに対して個人関連情報を提供し、事業者Bが取得した個人関連情報を事業者Bが保有する個人データと照合する場合には、法26条の2の文言上は本人同意が必要になるようにも読める（同条には第23条第5項に相当する例外規定はない。）。しかしながら、この場合、仮に、事業者Bから事業者Aに対してあらかじめ個人データを提供し、事業者Aにおいて当該個人データに個人関連情報を付加（照合）したうえで、全体を個人データとして事業者Bに提供することは個人データの共同利用の枠組みの中で本人同意を得ずに行うことが可能であると考えられる。そうであれば、あえてこのような迂遠なデータのやり取りを行うまでもなく、事業者Aが事業者Bに対して個人関連情報のみを提供することについても、本人同意なく行うことが許容されるべきである。</p>
17	<p>個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第27</p>	<p>事業者が本人の知りうる状態におかなければならない情報として、「個人情報取扱事業者の氏名…、ならびに法人にあつてはその代表者の氏名」とあるが、代表者氏名については、別途リンク先のページを確認いただくといった対応は可能か。</p>	<p>一般に代表者の交代がある都度、事業者の情報管理に係る公表文言を変更することは負担がかかるため、企業概要等へのリンクを掲示することで対応可能か明確にしていきたい。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
	条関係) (1) 保有個人データに関する事項の本人への周知 (法第 27 条第 1 項関係)		
18	個人情報保護法ガイドライン (通則編) の一部を改正する告示 (案) 3-8-2 保有個人データの開示	今回の改正により、顧客から個人データ開示請求を受けた場合には電磁的記録での開示が選択可能となる場所、当該改正に対応することだけを目的としてシステムの改修を新たに行う必要はない (現状のシステムの仕組みのもと、可能な範囲で対応すればよい) という理解でよいか。また、顧客が電磁的記録での開示を希望しているもののシステムの仕組み等の関係でシステムから電磁的記録での直接出力が困難である場合、顧客に対してはその旨を説明し書面で情報開示をすれば足りるのか。あるいは、システムから電磁的記録の直接出力が困難である場合には、手入力で開示請求の内容を記載した Word・Excel ファイル等を別途作成し、当該データを顧客の電子メールアドレス宛に送信するといった対応も考えられるか。	顧客情報管理等を厳格に行う等の観点から、顧客情報 (電磁的記録) を「抽出」する仕組みとしていない。かかる点を踏まえ、今回の改正のために何らかのシステム対応が求められるのか、またシステムから直接電磁的記録での出力が難しい場合に、どこまで電磁的記録での開示の対応が必要となるのか確認したい。
19	個人情報保護法ガイドライン (通則編) の一部を改正する告示 (案) 3-8-2 保有個人データの開示 (法第 28 条 1 項～第 4 項関係)	「【その他当該個人情報取扱事業者の定める方法の事例】」として、「事例 1)」および「事例 2)」が例示されているが、仮に本人から、当該例示の方法での開示が請求された場合でも、当該個人情報取扱事業者における諸事情を踏まえ、当該方法に代えて技術的に対応可能な方法により対応することで問題ないという理解でよいか。	「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」は、当該事業者自身の事情を勘案し、事業者に過度な負担とならない方法により対応すべきと考えられるため。

項番	該当箇所	意見	理由
20	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-8-5-1 利用停止等の要件について	「(※5)「正当」かどうか…」について、事業者の正当性について「(ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益」には、相続財産調査等の観点も含むか。 「(イ)法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」には、各種法令にもとづく調査のほか、官公庁等からの行政調査等対応も含むか。	契約関係が終了したとしても、相続財産調査等の観点から照会がくる場合、官公庁等からの調査が行われる場合等があるため、その場合は消去・利用停止に応じる必要がないことを明確にしておきたい。
21	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）3-8-5-1 利用停止等の要件	「(※5)」に「正当」か否かの判断要素として、事業者側の特別の事情について明記されているが、比較対象となる個人の権利とは何か、およびどう比較すれば良いかに関する判断軸について、示唆があればいただきたい。	現状の記載では、事業者の目線からすると、(ア)～(オ)のいずれかの事情があれば、個人が利用停止等を請求する正当な利益はないと判断し、そのように説明するしかないように思われるため、個人の権利との比較が必要なのであれば、その判断軸をご教示願いたい。
22	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-8-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	「「困難な場合」については、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当しうる。」とあるが、「個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合」についてその具体例をお示しいただきたい。 また、当該本人との契約や他の法令の規定により保存が義務づけられているといった事情は該当するとの理解で良いか。	要件を明確化いただきたい。
23	個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）	「(※2)」に「外国にある第三者が当該基準に適合する体制を整備していることを根拠として、当該外国にある第三者に対して個人データの提供を行なった場合には、…必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する必要がある。」とあるが、本人の求めについては、事業者から個人に対して、該当となる	「外国にある第三者が当該基準に適合する体制を整備していることを根拠として」、かつ9頁の「(エ) 委託」によって、提供を行なっている場合、必ずしも請求を行いうる個人単位で、どこの国のどの事業者に提供をしているかを一元的に管理しておらず、かつ当該シス

項番	該当箇所	意見	理由
	2 総論	データを特定していただくよう求めることができるかどうかにつき明確にしていきたい。	<p>テムの整備に多額の費用がかかるケースも想定する。</p> <p>上記のような事業者側の負担を理由に、事業者としては、個人に対して、該当となるデータを具体的に特定していただくよう求めることができるか否かについて明確化していきたい。</p>
24	<p>個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>5 同意取得時の情報提供</p>	<p>外国において、本人からの要請を受け、同一の外国にある第三者への個人データを提供する場合は、原則として、当該個人情報取扱事業者は、「同意取得時の情報提供」を行う必要はないとの理解でよいか（例：シンガポール支店（個人情報取扱事業者である日本法人に帰属）が、本人からの要請を受けて、同支店で保管する個人情報を、シンガポール現地の他の法人に提供する場合）。</p> <p>また、本人の要請を受けた場所が外国というだけでなく、要請を行った本人が当該外国に居住する者である場合はどうか（例：シンガポール支店（個人情報取扱事業者である日本法人に帰属）が、シンガポールに居住する本人からの要請を受けて、同支店で保管する個人情報を、シンガポール現地の他の法人に提供する場合）。</p>	左記の場合、本人の要請に基づき、本人が十分に当該国の法規制や相手方の属性を理解している状況にあるため。
25	<p>個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>5-1 情報提供の方法（規則第11条の3第1項関係）</p>	<p>「事例4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」とされているが、これは、ホームページ上の本人が閲覧することが容易な場所に必要な情報を掲載すれば当該方法に該当し、実際に本人が閲覧したことの確認までは不要との理解でよいか。仮に、これでは足りないとされる場合において、「本人に閲覧させる」とは、例えば、必要となる情報が掲載された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクやボタンを示すことでも足りるか。</p>	ホームページに掲載しただけでは足りず、実際に本人が閲覧したことまで確認が必要とすると、他の掲載事例との比較や「提供」という法文の文言から過度に厳格ではないかと考えられるため。

項番	該当箇所	意見	理由
26	<p>個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>5-2 提供すべき情報（規則第11条の3第2項関係）</p>	<p>規則第11条の3第2項第2号において、「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の提供が求められているが、この情報について、個人情報保護委員会において、参考情報としてではなく、顧客に直接交付できる定型フォーム（ひな型）としてとりまとめのうえ、公表する考えはないか。</p> <p>あるいは、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている調査報告書を示すことで情報提供として充足されるか。</p>	<p>個人情報取扱事業者が各々情報収集し、個別に提供する方法は、我が国全体で見た場合、不経済であり、そのコストは消費者に転嫁されることも起こり得る。また、事業者によって異なる情報が提供されることがあれば、混乱も生じかねない。主要な国・地域だけでも、個人情報保護委員会が公表することが望ましい。</p>

以上